事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:国道交通省ハザードマップポータルサイト)

国土交通省ハザードマップポータルサイトによると、当会及び役場が立地する町中心部において、最大 0.5mの浸水が予想されているほか、小売業、飲食業の集積する国道 201 号線及び国道 322 号線沿線において 0.5mから 3mの浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間部を中心に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されているほか、中心市街地である上香春地区及び下香春地区の一部も土砂災害警戒地域及び山腹崩壊危険地域に指定されている状況である。また、土石流等の土砂災害警戒区域が数多く散見される。

(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 57.3%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当町は年に数回、台風が通過していることから、集中豪雨での水災に加え台風による風害による被害が想定される。

また、町内にはため池が多く、特に呉地区に所在する呉ダムは香春町のため池ハザードマップによると決壊から 20 分後には町中心市街地に浸水が到達し最大 2m以上の浸水が予想されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 365人(令和元年9月末時点 独自調査による)
- ・小規模事業者数 320人(令和2年9月末時点 独自調査による)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)	
建設業	78	76	町内に広く分布している	
製造業	48	42	町内に広く分布している	
卸売・小売業	86	70	国道 201 号線、322 号線沿線に分布	
飲食・宿泊業	31	26	国道 201 号線、322 号線沿線に分布	
サービス業	86	80	町中心部を中心に分布	
その他	36	26	町内に広く分散している	

(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
 - ・香春町地域防災計画(平成27年6月策定)の策定、防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
 - ・香春町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・防災備品 (スコップ、懐中電灯、非常食等) を備蓄
 - ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての 具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノ ウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、 体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の 備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を 周知する。
- ・発災時における連携を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報の報告・共有 体制を構築する。
- ・また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における 体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
 - ・当会と当町の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
 - ・町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策 定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行 う。
 - ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に依頼し、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況 も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わさ

れることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等 について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施 する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年度までに作成。

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に専門家の 派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・香春町事業継続力強化支援連絡会議(構成員:当会、当町)を年1回以上開催 し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度5弱以上の大規模地震や大雨による大規模水害等)が発生したと 仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・大雨による洪水や地震等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後8時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の 手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、香春町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害の状況や規模に応じた応急対策の方針を決定する。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤を せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが
	割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
上担告とかかないよう	・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・
大規模な被害がある	半壊」等、大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もし
	くは、交通網が遮断されており、確認ができない。
	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが
 被害がある	割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
仮音がめる	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全
	壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

[※]なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

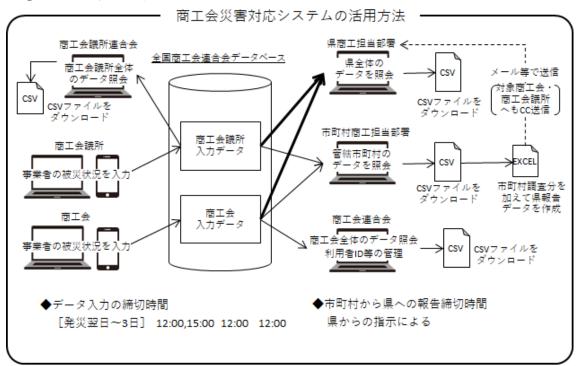
発災後~1週間	1日に1回以上共有する
1週間~2週間	1日に1回共有する
2週間~1ヶ月	3日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回以上共有する

・当町で取りまとめた香春町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策 を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

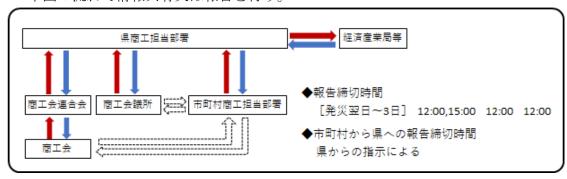
- ・大雨による洪水や地震等による発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より福岡県の 商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や福岡県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当町より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することにより、当町の商工担当部署と情報共有し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、福岡県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は福岡県からの指示により報告する。

①システム利用可能時

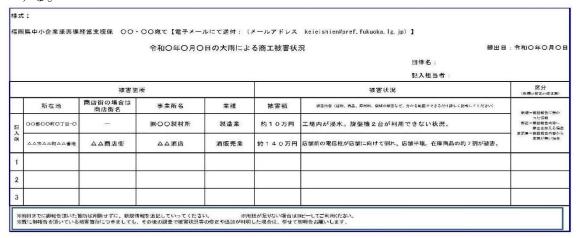


②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町等の施策)について、地区内小規模事業者 等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象と した支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に巡回同行を依頼し 被災小規模事業者に対し支援を実施する。

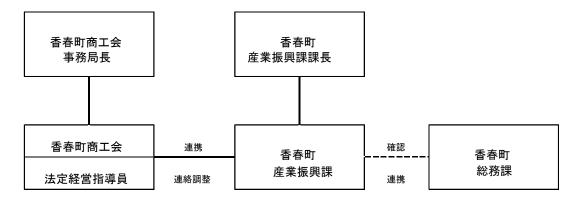
※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 長沼 正彦(連絡先は後述(3)①参照)

経営指導員 日野 一 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会、関係市町村連絡先
- ①商工会

香春町商工会

〒822-1406 福岡県田川郡香春町大字香春751

TEL: 0947-32-2070 / 0947-32-7397

E-mail: kawara@shokokai.ne.jp

②関係市町村

香春町役場 産業振興課

〒822-1403 福岡県田川郡香春町大字高野 9 9 4 TEL: 0947-32-8406 / FAX: 0947-32-4815 E-mail: shokoukankou@town. kawara. fukuoka. jp

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
业	要な資金の額	170	170	170	170	170
	・専門家派遣費	10	10	10	10	10
	・協議会運営費	10	10	10	10	10
	・セミナー開催費	130	130	130	130	130
	・パンフ、チラシ作製費	10	10	10	10	10
	• 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

調達方法

会費収入、事業収入、香春町補助金、福岡県補助金等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

当会と当町は、以下の関係機関と連携して本事業を実施する。

①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店

支店長 横山 和広

所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2

電話番号 092-282-6534

②福岡県火災共済協同組合

理事長 花田 稔之

所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル 8F

電話番号 092-622-8071

連携して実施する事業の内容

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- < 1. 事前の対策>
 - 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に依頼し、事業継続の 取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発や行政の施策の紹介、損害保 険の紹介等を実施する。
 - 3) 関係団体との連携
 - ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に専門家の派遣を依頼 し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>
 - ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険、福岡県火災共済等に巡回同行を依頼し、 被災小規模事業者に対し支援を実施する。

連携して事業を実施する者の役割

- ①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店
 - (役割)ハザード情報レポートの提供、BCP策定支援、BCPワークショップ・訓練セミナー共催(効果)地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、発災時における連携が円滑になる。
- ②福岡県火災共済協同組合
 - (役割)巡回同行募集の強化、リスク診断への協力、会議・セミナー・相談会での商品説明
 - (効果)地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、発災時における連携が円滑になる。

連携体制図等

